

令和三年度第六回（九月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第6回総会議事録

1 開催日時 令和3年9月29日(水) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (18人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	小森俊夫			
農 業 委 員	1番	池田つや子	3番	中尾貞治	4番 久本純造
	5番	立森和富	6番	前田貞松	7番 中川一範
	8番	松尾正晴	9番	長谷川 博	10番 山口勇満
	11番	中島康範	12番	松本秀徳	13番 陣野昭則
	14番	山口廣三	15番	澤久 進	17番 池田武弘
	18番	野副栄治			

4 欠席委員(2人) 2番 久保 繁 16番 周防克己

5 付議事件

- 第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件
- 第8号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 増山義洋 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、令和3年度諫早市農業委員会第6回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番・久保委員、16番・周防委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に7番・中川一範委員、17番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号について、ご説明いたします。今月は3件の農用地利用計画変更に伴う意見聴取がございます。3件のうち2件は農用地区域からの除外の申出で、もう1件は、農用地区域内の用途の変更(農用地から農業用施設用地への変更)で、軽微な変更となるものでございます。これらは諫早市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、諫早地区、仲沖町の田1筆、859㎡について、除外の申出がっております。申出人は市内で建築業を営んでおります。本件は現在借用している事業所近くの従業員用駐車場を所有者に返還する必要が発生し、早急に従業員用駐車場を整備する必要が出てきたため、申出をするものです。また、高来町溝口にある現在の資材置場を事業所近くに集約し、事業の効率化を図るため、資材置場としても利用するため申出をするものです。申出地の周辺ですが、昭和33年の土地改良事業から8年以上経過しており、中山間等の交付金も該当しておりません。除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

2番、諫早地区、本明町の田1筆、903㎡の一部405㎡について、除外の申出がっております。申出人は、現在市内で夫婦と子供2人の計4人で借家住まいをしております。本件は申出人の妻の両親の自宅近くに一般住宅を建築するための

ものです。申出地の周辺ですが、昭和41年の土地改良事業から8年以上経過しており、中山間等の交付金も該当しておりません。除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。

3番、飯盛地区、飯盛町後田の登記地目が山林、課税地目が畑及び山林となっている土地、6,297㎡の一部185.81㎡について、選花場を整備するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申出人は、主に市内で、菊等の花きの栽培を行っており、現在の作業スペースが不足していることから、新たな作業所整備のための申出となっております。変更後は農業用施設届出書が提出される予定です。議案第1号については以上となっております。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番の農用地区域からの除外は、「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に、3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番の農用地区域の用地変更については、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番の農用地区域の用途変更は、「異議がない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、天満町、本明町の農地5筆、5,351.75㎡について、農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,351.75㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されております。また、農業に38年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

2番、諫早地区、栄田町の農地1筆、426㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は17,052㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、諫早地区、栄田町の農地2筆、1,702㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は12,750.59㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや普通トラック等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、諫早地区、本明町の農地1筆、717㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,219㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に47年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、長田地区、白木峰町の農地3筆、1,464㎡について、農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は39,719㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に4年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、795㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は22,931.67㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや普通トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、小長井地区、小長井町井崎の農地6筆、5,038.47㎡について、農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は7,051.47㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。申請のあった6筆の内1筆については、第三者へ貸し付けております。

8番、小長井地区、小長井町小川原浦の農地1筆、364㎡について、農業に精進するため、農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は4,120㎡

で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に43年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番から4番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、みかん、カボチャを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。以上ご審議をお願いします。

議長 1番から4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、ミカンを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議願

いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
次に、6番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、人参を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、7番と8番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、ナス、大根、キュウリ、ミカンを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。6筆の内1筆については第三者へ貸し付けており、農地法第3条第2項第1号に該当し、原則許可できませんが、同条ただし書きにある政令で定める相当の事由があるときに該当すれば不許可の例外となります。農地法施行令第2条第1項第2号の不許可の例外規定に該当するため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、カボチャ、白菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

議 員 7番については、農地法施行令第2条第1項第2号の不許可の例外規定に該当するとのことですが、もう少し詳しく説明してください。

事務局 通常、第三者へ貸し付けている農地の所有権を取得する場合は、全部耕作要件を

満たさないため農地法第3条第2項第1号に該当し、許可できないところですが、農地法第3条第2項のただし書きの政令で定める相当の事由があるときは、不許可の例外となり許可することが可能となります。今回の申請に関して、政令で定める相当の事由は、農地法施行令第2条第1項第2号に規定されており、許可申請の際に耕作すべき農地の全てを耕作しており、かつ貸し付けている農地が貸借期間の満了等により耕作可能となった時に自ら耕作できることが認められれば、許可することが可能です。申請者は、今回父から生前贈与を受けるもので、現に耕作すべき農地の全てを自ら耕作をしており、貸付地が耕作可能となった場合も、農機具の所有の状況や農作業に従事する者の数等からみて自ら耕作できると認められます。

議 長 ほかにご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、真津山地区、貝津町の畑3筆、計1,483㎡について、貸駐車場用地31台分とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長崎自動車道諫早ICから概ね300m以内にある農地となりますので第3種農地に該当しております。本件は、法人の新社屋建築工事を請け負っている業者の作業員用駐車場として貸し出すもので、社屋完成後は法人の社員用駐車場として引き続き利用する計画となっております。申請地についてですが、平成5年頃に現在のように整備しており、土地は現状のまま利用します。雨水排水については自然流下で道路側溝へ放流、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、本件にかかる追加の資金はありません。許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

2番、真津山地区、貝津町の畑6筆、計816㎡に、併用地として雑種地2筆を合わせた合計894㎡を、貸駐車場用地30台分とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、長崎自動車道諫早ICから概ね300m以内にある農地となりますので第3種農地に該当しております。本件は併用地を含む西側の3筆については、法人の新社屋建築工事を請け負っている業者の作業員用駐車場として貸し出すもので、工事終了後は法人の社員用駐車場として引き続き利用する計画となっております。また、併用地を含む東側5筆については、別の法人の事業用駐車場として貸し出すものです。申請地については、平成5年頃に現在のように整備しており、今後も現状のまま利用します。雨水

排水については自然流下で道路側溝へ放流し、隣接する農地はありません。本件に係る追加の資金はなく、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。

3番、有喜地区、早見町の畑1筆、704㎡について、農業用施設用地（農業用倉庫、農業用資材置場）とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、飯盛町を中心に市内で農業を営んでおり、認定農業者であります。本件は収穫物及び農機具類の保管のための農業用倉庫とコンテナ等の農業用資材置場として整備するものです。申請地については、現状のまま利用し、雨水排水については自然流下とします。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。議案第3号については以上となっております。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番は令和2年8月27日付け、2諫農委第91-1号で許可した件について、計画変更承認申請があったものです。本件は有喜地区、中通町の畑3筆、計5,545㎡に併用地の山林を合わせた合計9,168㎡を太陽光発電施設用地とする5条転用申請でしたが、計画当初の太陽光パネルの配置では効率が悪いことから、開発区域面積と土地利用計画を変更する申請となります。開発区域面積の変更については、当初は9,168㎡でしたが、農地3筆と山林1筆を追加し、合計10,902.06㎡を開発区域とするものです。また、土地利用計画については、別添図面のとおり配置の変更をする計画となっております。なお、本件で追加となる新たな農地部分の転用申請については、次の議案第5号の5番で説明いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。議案第4号は以上です。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり承認することに決定いたします。
(議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区、福田町の田7筆、計4,709㎡に併用地として里道及び水路の一部180.97㎡を合わせた合計4,889.97㎡を、特定建築条件付土地17区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請ですが、申請地内に木造平屋と2階建ての住宅を17棟建築する計画となっており、被害防除計画については、盛土を最高3m施し、申請地周辺に擁壁を設置することにより土砂等の流出の被害発生がないようにします。雨水は申請地内に新設する側溝から河川へ放流し、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、諫早地区、目代町の畑1筆、744㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。太陽光パネルは244枚設置し、パネル設置面積492.03㎡、売電単価は18円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水排水については北側に素掘りの側溝を配置し、通路部分内にある既存の暗渠へ接続し、そこから道路側溝へ放流させます。排水施設の使用についての協議は管理者である市と協議済でございます。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

3番、小栗地区、栗面町の田5筆、計4,770㎡について、特定建築条件付土

地16区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請ですが、申請地内に木造平屋建ての住宅を16棟建築する計画となっており、被害防除計画については、盛土を最高2m施し、申請地周辺に擁壁を設置することにより土砂等の流出の被害発生がないようにします。雨水については申請地内に新設する側溝から水路へ放流し、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、小栗地区、小川町の畑2筆、計548㎡について、一般住宅を建築し住宅用地及び通路用地とする転用申請で、契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は1筆に木造平屋建ての住宅を建築し、もう1筆については通路として利用します。造成計画については、盛土を最高0.8m、切土を最高1.2m施し、一部に擁壁を設置します。雨水については側溝へ放流し、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番は、議案第4号の1番に関連するもので、計画変更後の農地の増加分に係る転用申請です。有喜地区、中通町の畑3筆、計1,359㎡と隣接する併用地の山林を合わせた合計1,740㎡を、太陽光発電施設用地の拡張とするものです。全体計画としてパネル1,728枚を設置し、パネル設置面積は3,428㎡、売電単価は36円です。契約内容については、賃貸借20年となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成をせずそのまま利用し、雨水排水対策については申請地内に側溝を設置し、新設する調整池へ集め、そこから既存の水路及び側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。なお、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。

6番、真津山地区、貝津町の田1筆、27㎡について、貸駐車場用地1台分とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、市内で不動産業を営んでおり、駐車場として隣接農地所有者へ貸し出すために転用するものです。雨水排水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。

7番、長田地区、小豆崎町の田2筆、1,175㎡について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人ですが、市内で採石・土木工事を営んでおり代表取締役となっております。本件は、個人が取得し自身が役員を務める法人に貸し出すものとなります。申請地については、盛土を最高0.4

m施し、法面保護を施すことにより土砂流出の被害がないようにします。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

8番、長田地区、小豆崎町の畑1筆449㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久で親子間による貸借となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第1種農地に該当しておりますが、集落に接続する住宅建築のため不許可の例外に該当しております。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、木造平屋建ての住宅を建築します。雨水については側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

9番、長田地区、正久寺町の畑1筆213㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、土地を現状のまま利用し、木造平屋建ての住宅を建築します。雨水については側溝へ、汚水等については集落排水へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

10番、長田地区、正久寺町の畑1筆225㎡について、一般住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定永久で親族間による貸借となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、造成計画については切土を最高2.4m施し、申請地の一部には新たに擁壁を設置することにより土砂流出等の被害がないようにします。雨水については側溝へ、汚水等については集落排水へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

11番、長田地区、正久寺町の田及び畑2筆、計1,723㎡に、併用地の山林61㎡を合わせた合計1,784㎡を、産業廃棄物処理施設用地（中間処理施設）を拡張する転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者ですが、市内で産業及び一般廃棄物処理業を営んでおり、本件は事業の規模拡大に伴い施設用地を拡張するもので、主に資源物置場や業務車両の駐車場等に利用いたします。申請地ですが、雨水について自然流下で道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。なお、令和3年8月16日付で農用地区域からの除外決定がなされております。

12番、飯盛地区、飯盛町野中の田2筆の合計1,920㎡を特定建築条件付土地7区画分とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、木造2階建の住宅建築を予定し、造成については盛土を最高2.19m施し、隣地境

界との間には擁壁を設けます。雨水については申請地内に道路側溝を設け、そこから水路へ放流します。汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。また、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となり、事前協議完了届の提出がっております。

13番、高来地区、高来町里の田1筆298㎡について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準にJR湯江駅から概ね300m以内にある農地となりますので、第3種農地に該当しております。譲受人ですが、市内で土木工事を営んでいる法人の代表取締役となっております。本件は、個人が取得し自身が役員を務める法人に貸し出すものとなります。申請地については、砂利敷きを行う程度でほぼ現状のまま利用します。雨水については自然流下とし、隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しています。

14番、高来地区、高来町汲水の畑1筆620㎡について、農家住宅を建築し住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定20年で、親族間による貸借となっております。区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準に第2種農地に該当しております。譲受人は高来町内に在住の会社員であります。実家の農業の手伝いをしております。本申請ですが、自身の住居を建築します。また、隣にある実家の苗床や駐車場が不足していることから、同時に苗床と駐車場を整備するものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

15番、高来地区、高来町汲水の畑1筆523㎡について、貸資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地の立地基準に第2種農地に該当しております。譲受人ですが、市内で土木工事を営んでいる法人の取締役となっております。本件は、個人が取得し法人に貸し出すものとなります。申請地については、表土を0.3mほど剥いた後に砂利敷きを行う程度でほぼ現状のまま利用します。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。議案第5号については以上となっております。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、3番と4番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、5番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、6番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番から11番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

- 委員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 7番から11番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、7番から11番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、7番から11番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、12番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 12番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、12番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、13番から15番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 13番から15番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、13番から15番は申請どおり許可することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番から15番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第6号)といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、多良見地区、多良見地区、多良見町佐瀬の農地2筆、1,586㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

2番、長田地区、正久寺町の農地1筆、548㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

3番、高来地区、高来町山道の農地1筆、596㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稻、ニンニク、ゴボウ、蕎麦、みかん、ゆず、すだち等の生産を主体に経営されています。

以上、1番から3番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明をおわります。

議 長 議案第6号の説明がありました。1番から3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6,7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の4番から25番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号の4番から25番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第6号の4番、諫早地区、目代町の農地1筆、1,298㎡を、議案第7号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の5番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、4,949㎡を、議案第7号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受

けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の6番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,703㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の7-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,681㎡、
議案第6号の8-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、2,255㎡、
議案第6号の9番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、3,898㎡、
議案第6号の10-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、975㎡、
議案第6号の11番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、4,116㎡、
議案第6号の12-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,911㎡、
議案第6号の13-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,389㎡、
議案第6号の14番、森山地区、森山町上井牟田の農地7筆、4,753㎡を、
議案第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の7-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、3,068㎡、
議案第6号の8-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、532㎡、
議案第6号の13-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地4筆、2,675㎡、
議案第6号の15-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地4筆、4,209㎡、
議案第6号の16番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、1,432㎡、
議案第6号の17-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、420㎡、
議案第6号の18番、森山地区、森山町上井牟田の農地3筆、2,260㎡、
議案第6号の19番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,168㎡、
議案第6号の20-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、304㎡、
議案第6号の21-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,404㎡、
議案第6号の22-1番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,580㎡
を、議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の13-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、1,805㎡、
議案第6号の17-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、912㎡、
議案第6号の20-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,462㎡、
議案第6号の22-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,319㎡
を、議案第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の13-4番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、3,415㎡、
議案第6号の15-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、4,495㎡、

議案第6号の17-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、2,870㎡、議案第6号の21-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,644㎡を、議案第7号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の10-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、2,042㎡、議案第6号の13-5番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,519㎡、議案第6号の22-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,412㎡を、議案第7号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の10-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、5,071㎡を、議案第7号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の12-2番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,177㎡を、議案第7号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の20-3番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、2,910㎡を、議案第7号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の23番、小長井地区、小長井町大瀬の農地1筆、1,775㎡、

議案第6号の24番、小長井地区、小長井町大瀬の農地1筆、2,023㎡を、議案第7号の12番に使用貸借20年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の25番、小長井地区、小長井町井崎、小長井町田原の農地15筆、6,746㎡を、議案第7号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、牧草の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上、議案第6号の4番から25番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、議案第7号の1番から13番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の4番から25番、また、議案第7号の1番から13番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の4番から25番を許可し、議案第7号の1番から13番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の4番から25番を許可し、議案第7号の1番から13番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題(議案第8号)といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

1番、真津山地区、小船越町の市街化区域内の土地1筆について、宅地から農地への変更が予定されています。対象の土地については、既に耕作されている隣接農地と一体的に農地として利用されていることから、農地への地目変更については、特に問題はありません。以上で説明を終わります。

議 長 議案第8号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、地籍調査による農地地目の変更については、「異議がない」と意見することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から2件、諫早・長田地区から2件、諫早・本野地区から1件、小野地区から1件、有喜地区から1件、真津山・長田地区から1件、本野地区から1件、長田地区から2件、多良見地区から1件、森山地区から1件、飯盛地区から2件、小長井地区から1件、合計16件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

本野地区から1件、長田地区から2件、森山地区から5件、飯盛地区から1件、合計9件の通知が出ています。解約理由は、本野地区の1件が都合により耕作できなくなったため、長田地区の2件が圃場整備地区となるため、森山地区の5件が農地中間管理機構に貸し付けるため、飯盛地区の1件が耕作者を変更するためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告

します。

1番、諫早地区、日の出町の畑1筆、530㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、栄田町の畑1筆、975㎡を住宅用地にする売買の届出です。

2番、諫早地区、日の出町の畑2筆、計1,213㎡を住宅用地にする売買の届出です。

3番、真津山地区、小船越町の田6筆、計732.53㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、目代町の畑1筆1,508㎡のうち76㎡に農業用倉庫を設置する届出がっております。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

有喜地区から1件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	3件
議案第2号	農地法第3条許可	8件。
議案第3号	農地法第4条許可	3件。
議案第4号	農地法第5条許可後の計画変更承認	1件。
議案第5号	農地法第5条許可	15件。
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	25件。
議案第7号	農地中間事業に係る農用地利用配分計画	13件。
議案第8号	地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取	1件。

以上、審議件数は、全部で69件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。
事 務 局 (事務連絡)
議 長 ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和3年度諫早市農業
委員会第6回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)